

道路交通法施行令が改正され、積載制限が緩和されます

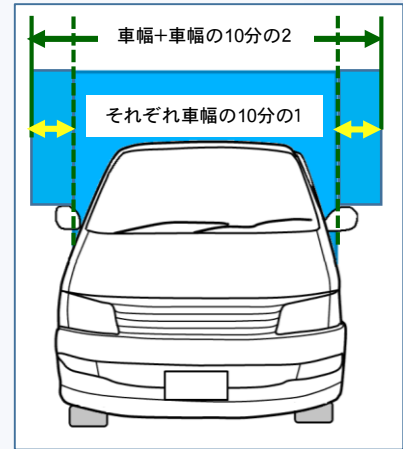
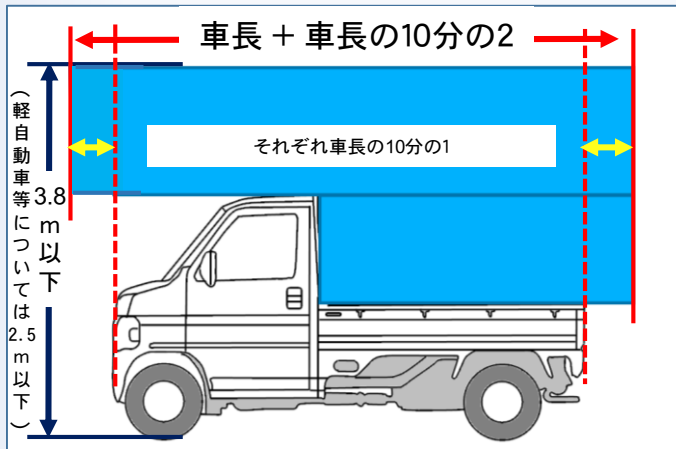
令和4年5月13日施行

積載物の大きさの制限

- 自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの
- 自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
- 3.8メートル（軽自動車・三輪の普通自動車にあっては2.5メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

積載方法の制限

- 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと
- 自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと



※積載貨物の測定に関する注意点※

積載貨物の長さなどの測定の方法は、貨物自体の長さや幅ではなく、積載した状態でのものです。また、高さについても貨物自体の高さではなく、積載した状態でのものです。

長さ・高さ・幅のほかに、車体からはみ出す部分(↔)の大きさも測定してください。

